

10月1日より最低賃金の改定、 社会保険制度の変更が行われます

最低賃金が改定されます

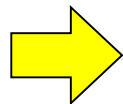
最低賃金について

最低賃金とは、最低賃金法という法律に基づき、賃金の最低限度を定めたものです。仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、この法律により無効となり、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金の改定

平成 28 年 10 月 1 日より、地域別の最低賃金が改定され、**北海道の最低賃金**は次のとおりとなりました。今年度は **22 円の引き上げ**となり、**過去最大の上げ幅**となっています。

時間額 764 円



時間額 786 円(特定の産業除く)

この最低賃金は、常用(正社員、試用期間)、臨時(契約社員、パートタイマー、アルバイト)等の名称を問わず、すべての労働者に対して適用されます。

特定の産業とは、乳製品製造業、鉄鋼業、電子機械器具製造業、船舶製造業などを指し、別途に定められております。

自社の最低賃金のチェック方法

時間給の場合	時間給	最低賃金額(時間額)
日給の場合	日給 ÷ 1 日の平均所定労働時間	最低賃金額(時間額)
月給の場合	月給 ÷ 1 カ月の平均所定労働時間	最低賃金額(時間額)

次の「手当」や「賃金」は、自社の給与が最低賃金額以上となっているかどうかをチェックする際、時間給、日給、月給の**いずれにも算入されない**ので注意して下さい。

- ◆ 家族手当、精皆勤手当、通勤手当
- ◆ 時間外手当、休日手当、深夜手当
- ◆ 臨時に支払われる手当や賞与など 1 カ月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金チェックの具体的計算例

次の月額賃金の例は最低賃金を満たさないことになります。

基本給 13.3 万円 + 皆勤手当 1.5 万円 + 固定残業手当 2 万円 = 月額賃金 16.8 万円

☞ 月の所定労働時間が 170 時間の場合 皆勤手当と固定残業手当は、最低賃金の計算から除外されるため、**基本給 13.3 万円 ÷ 170 時間 = 782 円 (< 786 円) となり最低賃金を満たしません。**

短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用が拡大されます

平成 28 年 10 月 1 日より、**特定適用事業所に勤務する短時間労働者は**、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。特定適用事業所に該当しない事業所においても、被扶養者が特定適用事業所に勤務し短時間労働者に該当する場合、扶養削除手続きや家族手当を見直す必要があります。

特定適用事業所の要件

同一事業主の適用事業所の厚生年金保険等の被保険者数の合計が、1 年で 6 カ月以上、**500 人を超えることが見込まれる場合は**、特定適用事業所として短時間労働者の適用拡大の対象となります。

短時間労働者の要件

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の 4 分の 3 未満で、以下の ~ の全てに該当する場合、適用拡大の対象となります。

週の所定労働時間が 20 時間以上であること
雇用期間が 1 年以上見込まれること
賃金の月額が 8.8 万円以上であること（時間外手当、通勤手当等は含みません）
学生でないこと

厚生年金保険の標準報酬月額の下限に新たな等級が追加されます

平成 28 年 10 月 1 日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額の等級表に新たな等級（第 1 等級：8.8 万円）が追加され、報酬月額が 9.3 万円未満の方が該当となります。

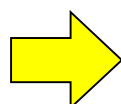
平成 28 年度の算定基礎届とそれ以降の月額変更届をもとに決定され、該当者がいる事業所には通知書が送付されます。今回の標準報酬月額の設定に関する届出は必要ありません。

< 改正前 >

第 1 等級	9.8 万円	~ 10.1 万円未満
第 2 等級	10.4 万円	10.1 万円以上 10.7 万円未満
第 3 等級	11.0 万円	10.7 万円以上 11.4 万円未満

< 改正後 >

第 1 等級	8.8 万円	~ 9.3 万円未満
第 2 等級	9.8 万円	9.3 万円以上 10.1 万円未満
第 3 等級	10.4 万円	10.1 万円以上 10.7 万円未満



全 30 等級(下限 9.8 万円、上限 62 万円)

全 31 等級(下限 **8.8 万円**、上限 62 万円)

健康保険の被扶養認定の同居要件が一部変更になります

健康保険による兄弟の被扶養認定については、被保険者との同居が要件とされていましたが、平成 28 年 10 月 1 日より**兄弟の同居要件が廃止されることとなりました**。そのため、被保険者と別居していても収入要件を満たした場合には、兄弟を扶養に入れることが可能となりました。

収入要件に変更はありません。

このニュースレターの内容については、正確性に万全を期しておりますがその内容を保証するものではなく、これらの情報によって生じたいかなる損害についても当法人は一切の責任を負いかねますのでご了承願います。
また、わかりやすさを優先し説明を簡略化すること、例外規定の存在、時間経過および法改正等により、当該内容が必ずしもすべての事案に適用されるものではないことを、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(文責 矢谷 修一)